同評価等によると、本件区間内及びその周辺の土地において、動物については、環境省レッドリストの絶滅危惧ＩＢ類であるホトケドジョウ、絶滅危惧Ⅱ類のマルタニシ、準絶滅危惧であるヒクイナ、オオタカ、トウキョウダルマガエル、エノキカイガラキジラミ、キバラハキリバチ、ナガオカモノアラガイ、カジカ、コオイムシ等その他これらの分類に該当しない学術上又は希少性等の観点から重要な種が、植物については、環境省レッドリストの絶滅危惧Ⅱ類であるミズタカモジ、準絶滅危惧であるウスゲチョウジタデ等その他これらの分類に該当しない学術上又は希少性等の観点から重要な種がそれぞれ確認されている。

本件事業がこれら動植物に及ぼす影響の程度は、周辺に同様の生息又は生育環境が広く残されることなどから影響は小さい、又は保全措置の実施により影響が回避若しくは低減されると予測されている。主な保全措置として、トウキョウダルマガエル、コオイムシ、マルタニシ等生息環境に直接的な改変が生じる種については、起業者は工事の実施前に捕獲し、近傍の類似環境に移設することとし、ホトケドジョウ、カジカ等の主たる生息環境に直接的な改変が生じない種及び植物については、造成工事に伴う水の濁りにより影響が生じる可能性があることから、起業者は沈砂池等において一時貯留した後に公共用水域に排水することとしている。

なお、起業者は、今後工事による改変箇所及びその周辺の土地でこれらの重要な種が確認された場合は、必要に応じて専門家の指導助言を受け、必要な保全措置を講ずることとしている。

さらに、本件区間内の土地には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）による周知の埋蔵文化財包蔵地は存在しないが、工事の実施に当たり遺構等が確認された場合は、起業者は、神奈川県教育委員会と協議の上、適切な措置を講ずることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(3)　事業計画の合理性

本件事業は、老朽化した現車両所を移転し新たに建設する事業であり、鉄道に関する技術上の基準を定める省令（平成13年国土交通省令第151号）等に基づき設計され、起業者にとって必要不可欠なものであると認められることから、その事業計画は妥当であると認められる。また、本件事業の起業地の位置については、自社保有施設での施設更新可否を検討し、保有敷地での増築又は建替が不可能であるとして、新車両所の建設予定地について、技術的、社会的及び事業継続性の観点から、申請案を含む７案を新車両所建設予定地の選定の候補として検討が行われている。

申請案と他の６案を比較すると、周囲のほとんどが水田で土地利用に与える影響は少なく、留置線より上り方向への列車出発がスムーズなためラッシュ時の迅速な増便が可能であること、北側には都市計画道路が整備予定であり、適切な幅員を有する道路への接道が可能であることなどから、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると、申請案が最も合理的であると認められる。

さらに、本体事業の施行に伴う附帯工事並びに農業用道路の付替工事の事業計画についても、施設の位置、構造形式等を総合的に勘案すると適切なものと認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業の事業計画は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第３号の要件を充足すると判断される。

4　法第20条第４号の要件への適合性

(1)　事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、現車両所は老朽化が進み、検査修繕前に短い編成に分割する作業が生じるなど非効率な状況であることや設備機械の停止により検修作業が不可能となった場合、安全な列車運行を維持できなくなることなどから、本件事業を早期に施行する必要があると認められる。

(2)　起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第４号の要件を充足すると判断される。

5　結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

第５　法第26条の２第２項の規定による図面の縦覧場所　伊勢原市役所都市部都市政策課

○関東地方整備局告示第百七十一号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

令和八年四月十七日

関東地方整備局長　橋本　雅道

その関係図面は、令和八年四月十七日から二週間一般の縦覧に供する。

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二百四十六号	伊勢原市上粕屋字的場二八一番一地先から同市上粕屋字的場二八七番一地先まで（ただし、関係図に表示する部分のみ。）四区間	崎関東地方整備局及び同局国道事務所

供用開始の期日　令和八年四月十七日

○四国地方整備局告示第四十一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

令和八年四月十七日

四国地方整備局長　奥田　晃久

その関係図面は、令和八年四月十七日から二週間一般の縦覧に供する。

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　三十三号

(三)　道路の区域

区間	後変別更前	敷地の幅員	延長
高知県高岡郡日高村下分字兎猪野々三九番一から同村字水月二四九番一まで	後前	一一四五・八九・八〇〇	〇〇キロメートル・〇〇メートル・八八八メートル・八八八メートル

(四)　図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局土佐国道事務所

○四国地方整備局告示第四十二号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

令和八年四月十七日

四国地方整備局長　奥田　晃久

その関係図面は、令和八年四月十七日から二週間一般の縦覧に供する。

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　百九十二号及び三百十八号

(三)　道路の区域

区間	後変別更前	敷地の幅員	延長
吉野川市鴨島町六鴨一番二まで	後前	一一・二二・〇〇・五一三四〇・八八六メートル・八八五メートル	〇〇キロメートル・〇〇メートル・六六六メートル・五五九メートル
吉野川市鴨島字本郷一九一番一から同市鴨島町六鴨一番二まで	後前	一一・二二・〇〇・五一三四〇・八八六メートル・八八五メートル	〇〇キロメートル・〇〇メートル・六六六メートル・五五九メートル

(四)　図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局徳島河川国道事務所